

環境福祉経済委員会記録

平成 24 年 12 月 12 日（水）

第 1 委員会室

10：00～10：12

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第 95 号 光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

【説明】：宮崎業務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【質疑】

○笹井委員

今回からまた所管になりました笹井でございます。よろしくお願ひいたします。

熊毛地区へ林浄水場の水を送るということで、今までも議案の予算で説明されておりますので理解しておりますが、これから送水管を布設していかなければいけないと思います。この時期と、どういうルートであちら側まで送るのかという御説明をお願いします。議会報告会などで、交通規制とか渋滞の発生について懸念される住民の方もおられますので、そのところご説明お願ひいたします。

○田中水道局次長

笹井委員さんから、熊毛地区の送水管の布設の時期とルートというご質問がありました。現在、周南市のほうで流水占用の申請、協議を県の河川課等々で行っております。そして、許可が得られたら、次に事業の認可を行うとお聞かいたしております。布設時期につきましては、許可の許可が下りてから決め

るということになっておりますので、現在は特定できていないということでございます。

交通規制につきましては、県道等においては時間制限がありますので、そういうところは緩和して交通渋滞が起こらないように、施工のほうを進捗していきたいと考えております。それと、ルートにつきましても、認可の一部ということでございます。認可をもって確定するというように考えております。24年度の予算時の参考資料で添付したルートは、あくまでも案ということですので、その後周南市及び県の河川課、また土木と協議を重ねて、ルートが明らかになるのではないかと思います。いずれに致しましても県の許可待ちということで、現在周南市から工事のゴーサインが出ていないという状況でございます。

○笹井委員

一応わかりました。周南市の許可待ちということでしたら、確かに今この時期では、時期は言えないのかなと思いますが、ただ一方で、周南はおおまかな目標として何年から給水するというのは、大体これ時期が出とったんじゃないかと思います。そうすると、大体今年度やるのか来年度やるのか再来年度やるのか、その辺の工事の時期というのは、そこから逆算して出てくるのではないかと思いますので、その辺の目途も立たないのでしょうか。

○福島水道局長

今年の予算のときにお示ししたと思いますが、今年度から3年間の工事で、平成27年の4月には送水は開始したいというのが当初の考え方でありました。局といたしましても、そのような形の中で事業を進めていきたいと。受託工事で予算も今年度、計上をしております。ただ、認可が下りない。予算に補助がつかないという形の中で、今その認可待ちという状況でございます。ですから、今年度を含めて3年間で工事を完成したいと。若干無理があるわけですが、そういう気持ちは変わりございません。

○笹井委員

はい、わかりました。あと先ほどルートについては、予算のときの参考資料に出たルートは、これがまた変わるかもしれないということでしたが、新人の議員さんもおられますので、予算のルートがどういったルートだったかというのを、もう一回確認でお尋ねします。

○福島水道局長

この問題につきましては、今年度の予算編成の資料を議員さんに提出する二、三日前にルートをつくったわけです。その中では、基本的に河川課が縦断の関係については認めないと、管を入れる。ということがありましたので、ルートは島田川の左岸が浄水場よりの要するに県道、島田駅のところですかね。そのルートをお示ししたと思います。このルートで一番問題となるのは、JRを2回くぐらなければならないと。浄水場からJRをくぐらして、そして、さらには上島田のJRでそうなりますと、非常に時間を要すると。平成27年までには無理だという形の中で、その後、県の河川課なり土木と協議を重ねて、現在進行中でございます。より効率的なルートでやっていきたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。問題点もよくわかりました。今後進捗がありましたらまた聞いてみたいと思います。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 24 年 12 月 12 日 (水)

第 1 委員会

10 : 17 ~ 11 : 35

2 病院局関係分

(1) その他 (所管事務調査)

【質 疑】

○ 萬谷委員

萬谷でございます。よろしく申し上げます。新人議員なので、こういう質問をするのもどうかと思いましたが、一言お願いいたします。

質問というよりも要望です。一般質問のほうでも議題に上がりましたが、院外薬局の件ですけれども、院外薬局のシステムは別として、病院から院外薬局に行くアクセスというか、その通路ですね。もう健常者にとってはすごく短い通路になると思うのですけれども、実際今の光の病院でも、少し段差があり手すりがない。特にお年寄りとか足の悪い方には、その数ミリの段差が引っかけると言って、何とかならないかなという声が私のほうにも何件かありまして、ぜひこれからおつくりになると思われる大和のほうも、その辺を考えていただけたらうれしいなと思っております。申しわけございません。できるかできないかは別に今ではなくて結構ですので、ぜひ要望として聞いていただければと思っております。

○ 土橋委員長

要望ですか。

○ 萬谷委員

要望です。

○ 土橋委員長

意見求めなくてもいいですか。

○ 萬谷委員

はい。

○笹井委員

では、3点ほどお聞きします。

大和総合病院のほうで整形外科の外来が大分混雑して、整理券を配って受けつけている状態であるというのが、委員会とか過去の質問でそういう状態であるというのが指摘されているところですけど、現在その辺の混雑というのは、どういう状況か把握されておりますか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大変ご心配をおかけいたしましたけれども、毎週水曜日に山大のほうから来ていただけるということで、患者さんのほうも分散をいたしまして、混雑は解消しております。

○笹井委員

わかりました。次に大和総合病院、あるいは大和エリアの外来医療の充実については、議会や委員会での議論の中で、幾つかまだ素案というか、エリアみたいなのが出てきていると思います。例えば病院内民間診療所が設置できないかとか、あるいは大和地域へ民間の診療所の開設助成ができないかとかいうような案が出てきております。これについては、いろいろ検討されていると思いますし、当然どういうプランにしても最終的には医師や医師会、あるいは薬剤師会とか、そういうところの協力を得ないと物事が前に進まないと思うのですが、こういった医療の政策を実施するに当たって、そういう医師会などのとの協議とか意向確認というのは、どういう段階で行うのか、その辺のプロセスを教えてください。いろいろ複数案がある中で医師会にもそれぞれ反応を聞いてみるのか、それとももう市として一つの案を固めた上で医師会のほうに協議をするのか、その辺の進め方というのを教えてください。

○田村病院局管理部長

前段で一言お話しさせていただきます。去る9月議会におきまして二つの提案がございました。一つは、大和総合病院内の民間診療所の開業誘致ということが1点。もう1点が、民間診療所の開設の助成ということでお話があったと思いますが、これは病院側のスタンスといたしまして、民間診療所の開設の助成につきましては、市長部局のほうで検討をしていただくということで話をしております。一般質問の市長答弁におきましては、病院局へ指示ということでございましたけれども、ここの部分については、市長部局のほうで願

いをしたという経緯がございます。

そういった一方で、診療所の大和総合病院内への開設誘致でございますけれども、それに対する医師会等の意志確認はどうかということでございますけれども、今大和総合病院のほうからある程度のお話は伺っておりますけれども、現時点でまだどうなるかという内部の検討も含めて、その辺がまだ終わっておりません。それと当然これを最終的には病院局としてまとめた後に市長のほうに報告ということになるかと思っておりますけれども、この段階もいま現在ではそこまでは行ってない状況で、医師会のほうの確認をどの段階で行うということが、今のところ考えておりませんが、ただ診療所を誘致することになれば、当然医師会のほうにはお話をすべきだろうとは思っております。

○笹井委員

わかりました。健康福祉部から今の話ですと絡んでくるのかなと思えますし、市としてどういう判断をするのかというのを詰めた後でということになるのかなと自分なりに理解いたしました。

次の質問です。私が、この半年間光市を回って病院に対していろいろな意見や提言をいただく中で、それらはまとめて質問でぶつけていきたいと思いますが、1件どうなっているのだろうかという事例がありましたので、ご確認ください。

室積のご高齢の女性が、平成23年の話ですけれども、夜中に自分の家で血圧がものすごく高くなったので、夜間に光総合病院に自家用車で行ったと。そうしたところ、夜間窓口まではたどり着いたのですけれども、光総合病院では見られないから、悪いがあなたの自分の携帯電話でここからほかの病院に電話してほしいと言われたということでございます。その方はそこまで言われたので仕方がないので、徳中に電話したところ、徳中のほうは大変親切な対応で救急車まで回してもらったということです。どうですかね、私も医療はそんなに詳しくわからないのですけれど、病院の窓口まで行って、そこで自分の病院で見られないというときは、ほかの病院の紹介というのは、その窓口でお互い病院同士で慣れているからやってもらえるのではないかと、私なんかも恐らく調子が悪くて行ったらそう思うと思うのですけれど、それは自分でほかの病院に自分の携帯で電話しないといけないのでしょうか。そこをお尋ねします。

○田村光総合病院業務課長

病院に診察依頼がある場合、3点の方法があるかと思います。1点目とし

まして、病院のほうに電話をされて、症状とか話されて診察を依頼される場合。2点目としまして、119番通報をされまして、救急隊のほうから病状説明があって病院の受け入れをする場合、3点目としまして、今のような状況ですけれども、直接病院に来院される場合、その三つがあらうかと思いますが、いずれの場合におきましても、症状につきましては、看護師がお伺いするようにしております。電話の場合も救急隊からの場合も直接来られた場合も、看護師が対応するようにしております。看護師が症状を聞きまして、医師のほうと相談しまして、対応可能かどうかを医師が判断するようにしております。

紹介の件につきましてですが、他の病院へ紹介する場合は、医師が診察を行った場合、その医師が病状を把握しまして、紹介する病院と話しまして受け入れ可能かどうかを確認して、ご紹介するようにしております。ですから、今のお話からしますと診察がない状態ですので、窓口のほうで病院をご紹介することはできないと思っております。

○笹井委員

今のお話ですと医師が診察をしてからほかの病院の対応が、その場合はできるけれども、結局その診察行為までたどりついていない。受け付けをしてないから、結局病院は何もできません。もうそれこそ知りませんよということになるわけですか。

○田村光総合病院業務課長

そのときの状況がよくわかりませんが、看護師がその場で出たかどうかということがわかりませんが、看護師が例えば手が離せない状態もあらうかと思えますし、状態を聞きまして、その看護師のほうで病院を、ここの病院にかけられたらどうかというご紹介ぐらいはできると思いますが、病状につきましては、患者さんが直接病院にお話いただくようになると思えます。

○笹井委員

一応その方の話ですと、夜間に光総合病院の裏の窓口のところまで行って、夜間の窓口の人と話したと。とにかくそこに受けつけの人だけではなくて、中の医療スタッフ、看護師なのか、先生ではなかったようですけれども、その人と中でいろいろ相談はされていたということですが、最終的には今光では受けつけられません。見れませので、自分の携帯でよそこに電話してくれと言われたということです。その方も医師の先生も専門もあるじゃろうし、あるいはほかに手術が入ったりすることもあるじゃろうし、それは光総合病院で

その見られないというのは、それはまあそういうこともあるだろうと。ただ、そこまでしてほかの病院を紹介してくれるのであれば、せめて最初の電話と取り次ぎぐらいはその窓口のほうにやってもらってもいいんじゃないか、まさか自分の携帯で自分が電話してくれと言われるとは思わなかったということですが、それはその夜間窓口からよその病院を電話して、あと途中で本人に代わってもらおうとか、そういうこともできないのですかね。

○田村光総合病院業務課長

多分、警備のほうで対応していると思いますが、説明不足のところもあったかとも思います。携帯電話とかお持ちでない場合とか、お金とか持っておられなくて、公衆電話が使えない場合につきましては、病院のお電話をお貸しして、病院に電話をかけて病院の電話でお話していただくことも可能かと思いますが、電話をお持ちでしたら、ご自分で連絡していただくのがよからうかとも思います。

○笹井委員

これが例えば光総合病院だけではなくて、徳中も下松の病院も岩国の病院も全部そういう対応で、もう医療というのはそういうものだというご説明でもあれば、ああ病院というのはそういうものなのかと納得できるのですが、その辺どうですかね。そういうものですかね。それともそれはそれで各病院の個性というか、窓口の対応の仕方に差はあるのですか。その辺は説明できますか。

○田村光総合病院事務部長

他の病院のことを言われたので申し上げますけれども、普通の医療機関はすべて受け入れした患者さんについては、紹介なりを医師から直接行います。しかしながら、受付をされてないというか、診ることができない患者さんに対しては、病院側から病院側への紹介ということ、内容も確実ではありませんのでやっております。各医療機関も対応としては、今業務課長が言ったような対応で、ほとんどの病院はそうしています。

今回の問題で気になったのは、平成23年度の問題ですけれども、当時、光は窓口を警備のものがやっていました。今年度10月からは事務担当のものを時間外、夜間、休日に配置するようにしましたので、患者さんに対する対応も若干変わってくるのではないかと考えています。

○笹井委員

わかりました。だから外注の警備の人が今までやっていたが、これからは病院内の医療の事務スタッフもその夜間窓口におられる体制になって、詳しく対応ができるようになったということでもいいですかね。

○田村光総合病院事務部長

今までは、警備の対応、委託対応だけでしたけれども、事務対応の、これも委託ということです。

○笹井委員

わかりました。一応病院の考え方はわかりましたし、人と人のその場のことですから、行き違いもあったのかなと思います。ただそういうこともあって、私もどうかなと思いましたし、また今後こういう事例、どういうことが正しかったのか、私もそれなりに勉強を重ねていきたいと思っています。

○大田委員

9月議会でも今議会でも質問されて、大和総合病院内に民間診療所を設けるというような、随分前向きな答弁だったと思います。私もいいことだと思っているのですが、この11月26日、27日ですかね。公立香住病院と芦屋病院に自費で視察に行ってきたのですが、香住のほうは眼科で、芦屋のほうは泌尿器科と口腔外科をやっておられたのですが、今その診療科目について大和は、前向きな対応の意見だったのですが、どういう診療科目をお考えでありますか。お聞きしたいと思っています。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

仮にのお話でございますけれども、これを今から検討していくに当たっては、今のところ診療科といたしましては、泌尿器科、眼科あたりが検討になっていくのではないかと考えております。

○大田委員

今、泌尿器科と眼科と言われたのですが、泌尿器科とか眼科になると、手術もあると思うのですが、手術とか入院については、どのように考えておられますか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

そういった面については、これから検討していく課題でございます。

○大田委員

もし泌尿器科、眼科を入れるとなると、いつごろ入れるという青写真はできているのですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長
先ほど申し上げましたが、まだ検討段階です。

○大田委員

ということは、場所も検討段階ということですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長
そのとおりです。

○大田委員

それと、院外薬局についてお聞きしたいと思うのですが、今、院内薬局は処方箋等で病院の収入が大体680円と先ほど答弁でいただいたのですが、院外薬局については、その調剤の処方箋料と管理料が680円で、それにプラス薬剤師料がかかると思うのですが、例えば5,000円その院外薬局に払おうとしたら、患者の負担というのはどのぐらいになるのですかね。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

これは、保険の種類によって変わってきます。国民健康保険であれば3割、後期高齢者とかであれば1割、2割という負担になってまいります。

○大田委員

いや、だから約5,000円ぐらいなら国保でもよろしゅうございます。国保だったら、院内薬局で払うのと院外薬局で払うのと患者の直接負担の金額をお聞きしているわけです。

○田村病院局管理部長

一般質問でもお答えをしておりますけれども、どの程度高くなるかというご質問でございますけれども、薬局の規模とか患者の集中度、あるいは処方の種類とか量、そういったもので診療報酬点数が異なってまいります。先ほど言わ

れましたように、院内処方であれば、処方料というこれは420円ですけれども、それ以外に調剤料だとか調剤技術基本料、あるいは薬剤師の情報の提供料と、こういったものを含めまして、大まかですけれども690円かかります。これは一般質問の中で答弁させていただいています。

それに対して院外処方、院外の薬局さんにお薬を出すときどうなるかということになると、病院のほうと今度調剤薬局の二つに分かれます。病院のほうは処方箋料、要するに処方箋ですね。これを出すことによるその処方箋料として680円いただくと。今度調剤薬局さん、要するに院外の薬局さんにつきましては、調剤料だとか調剤基本料だとか、あるいは薬剤の服用歴の管理加算だとか、そういったものが加わります。私が答弁させていただいたのは、院内に比べて3割程度は高くなると言われていたということをご答弁させていただきました。

○大田委員

もう一遍お聞きするのですが、直接的に患者さんが負担するのが、現在よりも3割は確実に高くなるということをございますかね。

○田村病院局管理部長

确实かどうかというのは、確かなものを私も持ち合わせておりませんが、3割は高くなるのではないかとされているということをございます。

○大田委員

3割ぐらい高くなると言われていたということをございますが、そのときに院外薬局には、今基本料とか管理料とかいうことで、要するに指導料ということと考えるとよろしゅうございますかね。

○田村病院局管理部長

指導といいますか、調剤料というのは、これは院内処方でも調剤料ございますけれども、要するに薬剤師さんが調剤するということが、それと調剤基本料と先ほど言った服用歴の管理加算、これは要するに指導料といいますか、病院の中でも当然お薬をもらったときに、1枚紙があると思うのですよ。そこにはこういう名称で、こういう効能があつて、朝昼晩1錠ずつとか、そういう用法、そういうものが書いてありますけれども、同じように調剤薬局のほうにも、そういう薬剤の服用歴の管理加算、要するに加算料になりますけれども、そうい

うものと、あるいはお薬手帳に記載したりとか、そういった加算が別個あります。それと、今言う調剤の技術料、この二つが分ければ主なものになると思います。

○大田委員

最初に薬局に行くと、そういうようないろいろな効能書きをご説明いただきますよね。二編目、三編目いくと、効能書きをもらわなくても同じことだからわかると思うのですが、それは断ることができるのですか。

○田村病院局管理部長

基本的には、その処方of都度にそれを発行というか、ご説明するようになると思いますので、それは院内でも現在もやっていると思います。ですから、調剤薬局においても長期間、長期投与をやって、3カ月後にまた来ても、恐らくそういうものは発行するということになります。

○大田委員

それは民間になったら3割ぐらい高くなるというのはわかったのですが、その場において、ジェネリック製品ですか、医者が薬を書くと。ジェネリックにするせんというのは、院内でもできると思うのですが、院外だったら当然それをお願いするわけですね。薬剤師さんがジェネリックにしませんかと。そういう変更というのはどういう理由でできるのですかね。

○田村病院局管理部長

後発医薬品、ジェネリックについてのお尋ねでございますけれども、この24年度の診療報酬改定で処方箋の内容が変わっております。その中身というのは、処方する医師が、後発にしてはいけないということになれば、後発不可ということを経方箋の上に記載をする。それによって、その処方箋をもらった患者さんは、院外の薬局においてそれは後発にはできませんから、先発品をいただくと。ただそういう記載がない場合は、これは要するに後発可ということに逆にいえばなりますので、院外に出られて、そこで後発医薬品を、これはもう調剤薬局と患者さんのお話になりますけれども、そういう形で後発品を処方していただくということは可能でございます。

○大田委員

そしたら、医師が後発、ジェネリックを使うなど書かない限りは、薬局のほうでジェネリックに自由にできると、そう解釈してよろしゅうございますか。

○田村病院局管理部長

患者さん等の意思でそういうことは可能でございます。

○大田委員

院内ではどうですか。

○田村病院局管理部長

院内におきましては、基本的にジェネリックそのものが少のうございます。ほとんど院内におきましては、先発で出ていると思います。

○大田委員

患者さんが、こちらのほうが安いし同じ効能だからこちらにしてほしいと言われることもあると思うのですが、その場合はどのようにするのですか。

○田村病院局管理部長

申しわけございません。それは購入をしておりません。基本的には両病院とも薬事委員会がございまして、そこで購入の可否については決定をしているという形をとっておりますので、基本的にこうした医薬品を、何かあればするでしょうけれども基本的には今のところはしておりません。若干後発医薬品は両病院とも持っておりますけれども、のべつ幕なしそういう購入の仕方はしておりません。

○大田委員

それで、ジェネリックに変えてどのくらい価格が安くなるのかおわかりですか。

○田村病院局管理部長

これにつきましては、ジェネリックというのはもう例えば先発が一つありましたら、そのジェネリックに例えば数種類あるわけです。それで何が安いか、何が高いか、確かに金額の問題もございましてけれども、やはり薬ですので、いかにその患者さんにとって、その薬の有効性なり、処方することによっての、そういったところが一つの論点になります。今じゃあ幾らになるかと、この先発があったらこれは幾らかということは、私の頭の中にはございませんけれども、若干例えば処方が風邪を引いた。四、五日の薬をいただいた。それによっ

て後発に変えた。じゃあそれが幾ら、何千円も安くなるかということにはごさいませんし、逆に言えば長期投与をやっている。例えば3カ月ぐらい処方して、そういう中で要するに薬価差ですね、先発と後発の薬価差が大きいものをやれば、それだけの経費がかからないと。患者さんにとってそういうものはあろうと思いますが、それは一概に言うのはできません。

○大田委員

それによって医者はこの薬を出したら、多分副作用が起きないからこの薬を出そうと思って医者が指定しますよね。ジェネリックによって効能は同じだが、副作用のあるかないかというのはわからないと思うのですよ。副作用がもし出た場合に、医者としてはその副作用の対応は当然してもらえるわけですか。それとも副作用が出たから、これはあなたが勝手に変えたから違う病院か違う治療を受けてくださいよということになるわけですか。

○田村病院局管理部長

済みません、副作用の定義というのが、私も頭に入っておりませんが、ただ少なくとも厚生労働省の外郭団体の中で、名称を忘れて申しわけございません。そういう医薬品の副作用についてのそういった部署がございまして、そこへ医師等の申し出によってそういうことをやる組織がございまして、名称を忘れて申しわけないんですけれども、そういうところに届け出等を行うことによって、その副作用がどうかという、そういう検証も含めてやられると聞いております。

○大田委員

大和の場合、もし院外薬局にされた場合に、患者がその処方箋を持って院外薬局へ行くわけですね。今まで院内だったからその待ち時間で済んだのですが、院外薬局へそれを持って行くと、また待ち時間が随分できると思うのですが、そのような待ち時間とかいうのは考えておられますか。

○田村病院局管理部長

調剤薬局での待ち時間について、病院サイドは考えてはおりません。それはあくまでも調剤薬局でどういう対応をされるか。例えばどういう調剤薬局さんが出店をされるかというのもいま現在わかりかねますのでお答はできません。

○大田委員

今の答弁だったら、患者がどこへ行っても、待ち時間はどうなってもいいよと。極端な言い方すると、院内薬局だったら10分か20分ぐらいで出してもらえたと。院外薬局やったら1時間、2時間待っても私の知る限りじゃありませんよという答弁ですよ。

○田村病院局管理部長

ご存じのように、処方箋というのは、この紙を持てば、日本全国どこでも薬に変えることは可能でございます。だから門前でなくても別に自宅の近くに、もし調剤薬局があれば、そういうところへ行かれて、一般質問の中でもご答弁させていただきましたが、当然ファクスというものが恐らく大和病院にもつけられるのではないかと思いますけれども、そういうところにファクスで送付していく。その間車で行かれて、自宅近くで、もしあればの話でございますけれども、そういった方法もございますし、どれぐらい待つようになるかというのは申しわけありません。

○大田委員

今ファクスと言われたのですが、病院からファクスするわけですか。

○田村病院局管理部長

光総合病院の例を出させていただきますと、光総合病院はもう10年前から院外処方をしております。院内の薬局の前にファクスコーナーというのを設けて、患者さんが来られて処方箋を持って、どこどこの薬局にファクスしてくださいと、かかりつけの薬局がございますから、これはもう無料でファクスをさせていただきます。病院におきましては、そういうところを取り入れられていらっしゃる病院が多いのではないかと考えております。

○大田委員

そしたら、今光総合病院のことを言われたのですが、光総合病院は病院がそのファクスするのを全部みておられるということですか。

○田村光総合病院事務部長

光総合病院の院外薬局のファクスに関しましては、薬剤師会のほうでファクスコーナーを持っていて、病院が直接関与しているわけではありません。

○大田委員ファクス

そしたら、その場所というのは病院が無料で提供しているわけですか。それとも賃料を取っているわけですか。

○田村光総合病院事務部長

賃料をいただいております。

○大田委員

その賃料というのは、それは一画だが、それは薬事組合が出しよるということですか。それともそのところ、薬事組合がやっているから薬事組合が出しよる、よくわからないですね。

○田村光総合病院事務部長

光の薬剤師会が出されていますので、そちらに請求をさせていただいております。

○大田委員

そしたら、どのぐらいの賃料ということですか。それは全部薬代に跳ね返ってくると思うのですが。

○田村光総合病院事務部長

はっきりとした金額は手元にはないのですけれども、月1万円程度だったと思います。

○大田委員

それは人もいると思うのですが、人も全部含めて1万円ということですか。

○田村光総合病院事務部長

人に関しては、薬剤師会の方ですので、こちらでは把握できません。

○大田委員

今回の一般質問で答弁があったのですが、院内薬局は大体70枚ぐらい、院外では大体処方箋が40枚ぐらいと、こういうふうに言われたのですが、その処方箋40枚、1人薬剤師につき40枚ということは、もし60人ぐらいその処方箋を持ってこられたら、2人いるわけですよ。そのような確認はどのようにされて

いるのですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

今処方箋の枚数のことでの確認というのはどういう意味でしょうか。

○大田委員

答弁で、一人の薬剤師につき、処方箋の取り扱いが大体院外では40枚ぐらい、院内では70枚ぐらいと言われたわけですね。

○田村病院局管理部長

今、大田委員さんが言われるのは、外の薬局さんが1人の薬剤師が処方できる処方箋の枚数は40枚でございます。院内の薬剤師、病院薬剤師が処方できる、1人が処方できる枚数は75枚、だからその違いがございます。ですから、今60枚になったから外の薬局さんを2人置くかどうかというのは、それは外の薬局さんでございますので、病院がとやかく言えることはございませんけれども、基本的には今言ったように、原則は1人の薬剤師が院外の場合は40枚でございます。

○大田委員

だから聞いているのです。1人の薬剤師が院外薬局だったら40枚しか対応できないと今言われたですね。その薬局に60枚か70枚持って行ったら2人でしょう。2人要るわけでしょう。それをもし100枚持って行ったら3人要るわけでしょう。1人でもできないことはないかもしれないが、処方箋に対しては2人から3人要るということでしょう。その確認が要るのではないのですか。勝手に任せますよということですか。

○守田病院事業管理者

もうそれは40枚、病院の場合は75枚、処方箋75枚に1人、院外の場合は40枚に1人、これは決まっているわけです。ところが少なかったら法的に罰せられるわけです。やってはいけないわけです。だから40枚で3人雇おうと4人雇おうと、それは院外薬局の考え方であって、それを病院がどうこういうことはございません。その代わり病院は入院患者が何人に対して医者が何人というのを言われることがないと同じように、院外薬局は処方箋が何枚に対して何人というのは病院のほうから院外薬局に対して言うことはないし、多分そこは定かではないですが、そのぐらいちゃんとそろえておかないと、行政処分というか何

かがあるから、人数はそろえておかなければいけないのだらうと思います。

○土橋委員長

だから誰が取り締まるのかというのを聞きたいのでしょう。そのぐらいちゃんとお互いわかった者同士で話をしているのだから、きちんと説明もしてあげなさい。

○田村病院局管理部長

もしそういうことになれば、山口県でいえば、中四国の厚生局にならうと思います。

○大田委員

先ほどからずっとこう聞くと、待ち時間も好きに待ち時間すればいいような感じのものの言い方をされるし、院外も厚生局のほうで取り締まるからというように言われる。優しさあふれる和の町と市長が、所信表明で言われているのですが、待ち時間も好きなだけ待ってくださいよということだったら、なかなかそういうような優しさあふれる和の町ではないように私は思っているのですがね。だからなぜこの時期に大和総合病院を院内から院外にするのかもわからないし、そのところをお答え願いたいと思うのですが、なぜこの時期にするのですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

これは田村管理部長が一般質問のときにも申しあげましたように、医薬分業という流れがございます。その流れに沿った動きと解釈してもらってよいと思います。

○大田委員

当然、今の時期にせんでも以前でもできてたわけでしょう。大和を慢性期対応の療養病床にしました。それで院内の入院患者が少なくなりました。そしたら、もう薬局の人間も少なくて済むようにするよと。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

どうして今の時期かと言われたら、確かに機能分化をいたしまして、外来患者もかなり減ってまいりました。それまでは確かに院内の患者さん、外来処方をする患者さんがたくさんいらっしゃいました。数的に見ても、今の時期にや

るのが一番よいのではないかということで、医薬分業の道に進んでいったわけです。

○大田委員

今言われたように、外来が少なくなったから、医薬分業するよと。外来が多いときにはもうけがあるから、医薬分業せんよ。そう思われても仕方がないのではないですか。そうでしょう。光総合病院は医薬分業を10年前にやっているのですよ。今大和は、慢性期対応の療養病床で一般病床も40床、外来も少なくなったから、今もうけがないからしますよ。そうとられても仕方がないのではないですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

仰せのとおり機能分化をいたしまして、当院は大幅な経営の赤字を出しております。これも2年続けて5億円、4億円と続けてまいりました。そういうことも含めて、外来の患者さんには少し費用負担にはなるかもわかりませんが、逆に医薬分業によって重複投与、薬歴管理、そういうことが未然に防げるわけですから、その部分の方向にいったというのが正直なところでございます。

○大田委員

今言われた、重複というのはどういうことですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

患者さんは、大和総合病院だけにかかっているわけじゃないわけです。いろいろ病院にかかっているから、診療科でかかった薬で、例えばそういう重複がある可能性もある。そういうことを未然に防止できるのではないかとということでございます。

○大田委員

そしたら院内だったら重複投与になるのですか。それはおかしいことおっしゃるじゃないですか。重複投与というのはおかしいじゃないですか。病院というのはどこの薬をどういうように使っているかというのを全部聞いているのではないのですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

院内では他の病院で処方された薬というのはわからないわけですよ。そこにかかっている患者さんはですね。そのことは当然お薬手帳とかというものを持って、しっかり患者さんが提示されれば、その辺のところはわかるのですが、なかなか行き届かないところがあるわけで、そういう部分での未然防止ということでございます。

○大田委員

当然そしたら大和総合病院には薬手帳というのは持って来いと言わないのですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

持って来ていただくようにはしておりますが、全員すべてに持って来てもらっているわけではございません。

○大田委員

院外薬局だったら全部持って来らすということですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

当然そのような形で薬歴を管理するようになります。

○大田委員

あのねえ、言うことがめちゃくちゃなんですよ。重複投与するかもわからんとか、それで今の赤字になったから院外に持っていく。それはおかしいんじゃないですか。当然分離したから、大和総合病院は、慢性期へ持って行ったから、それで赤字になりましたと今言われたですよ。病院の改造をしたから。でも今期からは赤字はほとんどなくなりましたということでしょう。当然赤字というのは見込まれていたことでしょう。違いますか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

病院がこういう状況になったというのは、機能分化をすることによって、医師が大変申しわけないのですが退職をされました。そのことによって患者数が激減をしたわけです。それで、その中で今度残られた医師、あるいは看護師、医療スタッフが全員一致団結して入院患者を一生懸命入れていって、ようやく

軌道に乗りかけているというのが現状でございます。

○大田委員

だからあなたの今言ってることと全然違うじゃないですか。いいですか、赤字になったから、赤字になってるから医薬分業しようと思うとか、さっき言われたんですよ。それと重複投与があるからと。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

先ほどの答弁を聞いていたら、もう少し言い方もあると思うのですが、もう少し考えたものの言い方してください。

また院外にするらしいんですが、院内にして薬剤師さんは今1人75枚ですが、院外にされたときの薬剤師さんというのは、何人ぐらい、もう一遍お聞きするのですが必要でしょうか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

院外で処方箋をするようになったときの病院での薬剤師の数ということでございます。一応基準では2名ですね。

○大田委員

現在は何人おられるのですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

現在4名おります。

○大田委員

そうなると、院外にされた場合2人余るということになりますね。それはどうされるのですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

一般質問で管理部長が答えておりましたけれども、病棟の調剤、そのほうに専念をしていきたいと考えております。

○大田委員

違うんですよ。現在4人おられるわけでしょう。院外にされたら2人でもよいよと。そしたら2人余るわけですね。その2人余るのは薬剤師さんはどうされるのですかとお聞きしているのです。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

だから今申し上げたとおりでございます。だから今までは病棟のほうの薬剤、業務が手薄になっていた分を充実させていって、そちらのほうに専念をしたいと考えております。

○大田委員

それから2人の薬剤師さんはそのままおって、病棟のほうに行かれるという解釈ですか。それで2人の薬剤師さんが薬局において調剤をするという解釈ですかね。よくわからないのですが。

○小田大和総合病院業務課長

病院は、外来患者さんと入院患者さんに対して薬の処方しております。現在は4名で薬剤師の業務をしております。やはり外来の処方について、非常に時間をとりますので、ほとんどの業務が現在外来患者さんの処方の業務に費やしている状況です。現在入院患者さんが200名を超えまして、非常に多くなっている状況です。入院患者さんに関しても薬を出しております。入院患者さんのそういう薬の情報とか、服薬指導ですね、そういうことをするということが望まれているのですけれども、現在そのほうが手薄になっている状況です。院外処方になった場合は、外来患者さんの処方の業務のほとんどなくなるという状況になりますので、今度は入院患者さんのそういう服薬指導、薬に対しての情報を強化、医師、看護師等のスタッフに対しても、そういう情報を提供して、薬の業務に関して充実させていきたいということがございます。服薬指導につきましても、診療報酬の点数の算定ができますので、そういうところで入院の患者さんに力を入れていきたいということです。

○大田委員

そしたら薬剤師さんの人数は減らないということですね。そういう解釈でもよろしいでございますね。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

一応これはここだけの話ですけれども、一応1名ほど退職予定の方がいらっしやるので、一応3名体制になると考えております。

○土橋委員長

委員長から提案をします。どうも質問者と答弁者の意見が食い違っているような気がするんですよ。理解の度合いが違うのではないかと思うのです。この際休憩という形でまとめたほうがよいように思うのです。休憩いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

一応院内、院外にした場合には、医師法上の定数配置は2名で済みます。しかしながら、先ほども小田業務課長が申しあげましたように、入院患者さんの薬歴管理とか、その辺に力を入れていきたいということで、3名体制でやっていきたいと思っております。

外来を続けていく場合には、現在の4名体制でないと外来は医師法上の定数が守れないということになります。

○大田委員

薬剤師がない場合の財政的な利益というか、金が浮くというか、それはどのくらいになるのですか。

○土橋委員長

大田委員、もう少しまとめて言わないと、また混乱しますのでね。

○大田委員

院内から院外になって、薬剤師さんが要らなくなったときの、金額の差益というのか差額というのか、それはどのくらいのなるのですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

薬剤の差額というのは、意味がよくわからないのですが。

○大田委員

薬剤師が4人から2人になった場合、院外薬局も外来も含めてやると4人要

りますよと今言われたわけですね。それで院外だけにすると、2人でいいですよと言われたわけですね。そしたら、2人分の薬剤師さんの報酬というか、それが浮くでしょう。その差額というのはどのぐらいありますかとお聞きしているのです。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

だから2人分の人件費ということでございましょうが、これは平均的な人件費というものを、今手元に持っておりませんけれども、五、六百万円ぐらいではないかと1人がですね、思います。

○大田委員

そういうように五、六百万円ぐらい浮きますよと。そうしたら院内で外来をしてもらおうと、そのぐらいの出でこないと思っているから、院外薬局にされたと思うんですよ。そうでしょう、違いますかね。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

今院外処方にするというのは、先ほども小田課長も申しあげましたけれども、今の人数では入院患者さんへの服薬指導とか、その辺が手薄になっているから、院外処方にして定数上の人数がきっちり守れる中で、入院患者さんの服薬指導等に力を入れていきたいと答えたとと思います。

○大田委員

そここのところはある程度了解しました。それで、4人いる中で1人辞められると言われましたよね。その前の答弁は4人いて2人院内でして、それで2人は入院患者さんに説明するところと言われましたが、その後1人辞められると言われたんですね。正確には1人辞められると。ということは3人になるわけですね。そういうことですね。その前の答弁は4人のままという答弁だったですよ。たしか。一番最初の答弁はそうだったですね。その後、私がいろいろ言いよつたら、1人実は辞められるんですという答弁になったですね。私の言うこと間違いないでしょう。そここのところまた引かかるんですがね。初め4人でやりよりますと言いながら、途中でいや1人減りますよ、実は1人減りますよと、こういうふうに言われたら、初めから3人でやりよると言われれば、1人辞められるんですかと、こうお聞きしたところ、途中で答弁を変えられたわけですよ。なぜですか。

○土橋委員長

待ってください。議事進行の関係上、何が言いたいのかというのをまとめてほしいんですよ。違ったとか違わないとかというのも確かにあるのですが、何が聞きたいのかというのを、もう少しまとめてください。

○大田委員

市長は雇用の日をするとか、この所信表明で言われたわけです、5月30日雇用の日を定められたわけですよ。光市は雇用を大事にしていると、私は感じたわけですよ。それなのに満期定年だったら別だが、もし早く辞めるのであれば雇用の日という、市長の言われたようなそれと全然違うと思うのですよ。そのところをお答えください。

○土橋委員長

もう一度大田委員に言いますが、だからどうだということのを向こうにぶっつけてほしいんです。

○大田委員

だから雇用の日と、雇用を大事にすると言われるのであれば、病院局も雇用を大事にして、薬剤師さんもそのまま使ってもらったらよいと思うのですよ。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

今回退職される方は、こちらから辞めてほしいと言ったわけではございません。ご自分の都合で、どうしてもやむを得ず辞めたいということで、予定が出ております。そういう状況でございます。

○大田委員

はい、わかりました。なるだけ雇用の日というのは大事にしてください。

○笹井委員

福野部長さんの今の説明の中で、1カ所気にかかるところというか、私なりに確認したいところが出てきましたので確認します。先ほどの説明で、機能分化したから医師が減ったというような一節が、福野さんの答弁の中にあっただような気がするのです。私の認識は、今までの議会での答弁を見ますと、全国的に医師が不足してきて、その中で医療的には厳しい状態の中、機能分化をして、

この地域医療を守りながら乗り切って行こうということで、先に全国的に医師が減っている状況があった上での機能分化だと思っております。機能分化をするから、実際そこで確かにいろいろあったかもしれませんが、医師が減ったのが機能分化したからというようなフレーズがあったと思いますが、そこを確認したいので、医師が減ったから機能分化したということでもいいのですかね。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

私の説明が悪かったですけれども、医師が減ったから機能分化ということではなく、やはり両病院を基本的には残すということで機能分化は決まったわけです。その中で、医師不足もありましたけれども、医師のほうもやはりそういう慢性期の病院ではなくて、やはり急性期の病院で仕事をしたいという方がいらっやって、大和病院においては医師が減ったというのが事実でございます、

○笹井委員

その辺の、どちらが卵でどちらが鶏かというようにもありますが、一応それなりの背景というのを確認したかったのですけれども、何か管理者ありますか。

○守田病院事業管理者

一番のもとをただせば、お金がなくなったからでなくして、医師が足りなくなったから、医療資源を大事にしよう、そのためには機能分化をしよう。この機能分化をした時点においては、あるいは1人か2人というのは、その機能のほうに向かない人が出たということで、もとは全体の医師が少ないから医療資源を大事にするということから始まったと私は理解しております。

○笹井委員

了解いたしました。

○小田大和総合病院業務課長

先ほどの事務部長の訂正をしたいのですけれども、本会議のほうの田村管理部長の答弁でもございましたけれども、院外処方にした場合の大和病院の薬剤師の人数ですけれども、外来の処方箋枚数が関係することでございまして、少なめの枚数で計算しての数ですから、若干違っておりました。事務部長は、2名と言いましたけれども、一応答弁のほうでは3名と答弁されておられますので、訂正をさせていただきます。3名です。3名のほうが正しい数字で回答しております。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 24 年 12 月 12 日（水）

第 1 委員会室

11：40～12：10

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件調査

- ①議案第89号 平成24年度光市一般会計補正予算（第6号）
（福祉保健部所管分）

【説 明】：古迫福祉総務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第92号 平成24年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【説 明】：中邑高齢者支援課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【質 疑】

○笹井委員

まず1点目、三島の温泉についてですけれども、今のところ好調なスタートということでおめでとうございます。ただ、先のことを心配するわけでして、

年間利用者数とか年間収入額は、一応目標を立ててやっておられると思いますが、それを下回った場合、指定管理者はどうするのでしょうか。赤字になった場合どうするのかというのは、議会報告会などの関係で質問が出たところ、そういう施設ではございませんというような返事もあるわけですが、これだと回答としておもしろくないので質問を変えます。目標以下になって、例えば管理から撤退するような、そういう下限目標というかデッドラインみたいなものはあるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

本施設の指定管理者は、公募により選定をして、セイカスポーツ・さんびる共同事業体ということで運営を行っております。

年間利用者数は一応市の予測を上回る8万人ということで、利用料金の収入や売店、自動販売機などの自主事業を見込み施設の管理運営を行っております。まだ1年間営業をしておりませんし、今始まったばかりでございますので、そういった撤退するデッドラインというような線は、今のところございませんし、将来そういった目標を下回っても、撤退というようなことは考えていないということで確認をしているところでございます。

○笹井委員

わかりました。今のところ好調な出だしということで、そういうことを考える必要が、現在ないのかもしれませんが、ただやはり県内の施設を見ていきますと、例えば大島の竜崎温泉でも業績が悪いということで管理者が途中で撤退したというのがあります。防府の天満宮の前の商業施設でも撤退したというのもありますので、やはり今1年目というのは、大体調子はいいんですけど、2年目は少し落ちてくるし、3年目も落ちてくるというのが、世の流れだと思えます。そのときに先々どうするのかというのは、やはり行政内部としてそれなりの検討シミュレーションを私はつくっておくべきではないかなと思います。業者との情報交換や意見交換なども必要ではないかと思っております。これは要望にさせていただきます。

2点目の質問、これも議会報告会の絡みで市民の方の興味のあることですが、公立幼稚園・保育園の現在の入園者数を教えてください。そして、公立幼稚園・保育園の統廃合については、以前の議会質問なんかでも尋ねた、これ将来的な検討の課題ではあるというようなあたりは返答があったかと思いますが、統廃合については、検討状況があれば、検討するのかしないのか、その辺についてもお答えください。

○太田子ども家庭課長

それでは、まず1点目のご質問ですけれども、公立幼稚園・保育園の入園者数でございますが、まず保育園で言いますと、5月1日現在で、浅江東保育園が、定員110名に対して107名、浅江南保育園が、定員60名に対して57名、みたらい保育園が、定員45名に対して41名、大和保育園が、定員90名に対して81名といった入所になっております。幼稚園につきましては、つるみ幼稚園が、定員60名に対して9名、やよい幼稚園が、60名に対して23名、さつき幼稚園が、60名に対して11名、これも5月1日現在の人数でございます。

2点目にございました公立幼稚園・保育園の統廃合について検討しないのかといったご質問でございますが、公立幼稚園・保育園の統廃合、再編につきましては、教育委員会が所管しておりました間も含めて、平成15年から21年度にかけて協議検討を進めてまいりました。ただ、平成22年ごろから、国におきまして、すべての幼稚園・保育園を、ともに教育も保育も行う総合子ども園に移行するといった考えが示されたことから、このことについて明らかになるまでは、やはり協議検討が進まないといったことで中断しております。しかしながら、ご承知のように、総合子ども園の構想につきましては、6月に取り下げとなっております。

公立園は、私立の園を補完するという立場でございますが、現在の状況を見ますと、保育園につきましては、ほぼ定員を満たしている状況にございまして、補完というよりは、その一翼を担っているというような状況にあります。こうしたことから、将来的にはその運営を民間に移管することなど、運営方法に関する検討の可能性はございますけれども、現段階では1園でも統廃合、あるいは再編ということではなくなればその分だけ待機児童が発生してしまうといったこととなりますことから、公立の保育園については、統廃合を進めることは困難であろうと考えております。

一方、幼稚園につきましては、母親の就労が増えまして、保育園の入園が増加する中で、幼稚園の入所率が低くなって、入園児数が減少しております。過去の検討会議におきまして、現状のままで3園を維持継続していくのは難しく、やはり統廃合を視野に入れた一定の整理は必要であるといったような認識はされているわけでございますが、いずれの施設も地域とのかかわりが大変強く、地域の要望・課題も多くございまして、市民対話集会におきましても、存続を願う声は強くございます。

しかしながら、子ども家庭課におきまして、平成29年度には平成23年度に比べまして、6歳以下の人口が約350人減少し、園児数は約130人減少するものと

推計をしております。このため市全体の幼稚園・保育園の需要は、徐々に下がるものとし、やはり公立の幼稚園及び保育園のあり方については、考えていかなければならないと考えているところでございますが、また、ここで大きな問題となるのが、子ども子育て関連三法がこの8月に可決されまして、平成27年から子ども子育て支援システムが導入されることとなります。詳細につきましては、示されていないことも多くありますが、これによって保育園、あるいは幼稚園の仕組みが大きく変わり、公立園のあり方にも影響が及んでくるのではないかと考えております。

特に、国におきましては、認定こども園、認定こども園というのは、一つの園で教育もする、保育もするという施設でございますが、これに移行するようにインセンティブをとることが予想されます。これを受けて、幼稚園が保育機能を持つ認定こども園、同様に保育園が幼児教育も行う認定こども園に移行することが考えられます。新制度による市内の私立園の移行状況がわからないことには、公立の幼稚園、保育園の具体的な再編や統合を示すことが困難であると考えております。

以上、申し上げましたように、保育園・幼稚園の将来につきましては、大変見通しづらい状況にはございます。統廃合に関する結論を速やかに出すことは、いま現在ではかなり困難な状況にあります。

しかしながら、園児が減少していくという状況を踏まえまして、やはり過去の検討会議の意見のとりまとめを行うと同時に、新たな制度の情報収集、整理を行いまして、今後方向性等を検討していかなければならないと考えております。

○笹井委員

わかりました。共働き世帯が増えて、社会関係、就労行動の変化により、保育園のニーズがあるというのはよくわかります。これをなくすと待機児童が出てはいけませんので、その状況は把握いたしました。

ただ、今のお話で、国の動向で認定こども園の話というのがありました。これも何か進んだり後戻ったりしている状況でございますが、当然それを見据えて動かなければいけないというのがありますが、一方で光市の経営とか光市としてどうするのかというのを現状、公立保育園の入所者が極めて少ないということは明らかです。それに対してどうするのかというのは、光市でも考えて、国とは切り離して考えていかなければいけないことかと思えます。過去いろいろ病院の問題でも国の動向をみながらというような時期もありましたけれども、国の動向自体がころころ変わって、こっちも振り回されたようなこともありま

し光市として今後、幼稚園をどうしていくのかというのは、きちんと考えていかなければいけないと思います。

そこで1点確認ですが、幼稚園は3園ありまして、これも過去の委員会答弁で、その幼稚園にはこの通園と学区があって、その学区にあるところはそこへ行っているが、学区外からのこの3園の利用はできないという答弁があったと思いますが、これはまだ今でもこういう状態で変わってないですか。

○太田子ども家庭課長

公立幼稚園の3園につきましては、従前どおり今も校区が設定されております。

○笹井委員

わかりました。地域の要望とか過去の経緯もあると思いますが、ただあるところは利用できて、ないところは学区外を結局公立幼稚園は利用できないという、これも私も極めて変な話だなと思っています。私は過去いろいろ要望でも言わせていただきましたが、速やかに統合して、光市全エリアが学区となるような幼稚園と一緒に統合すべきだという考え方を持っています。これは要望ですから、お答えは結構ですが、人数的にも極めて少ない人数になってきております。その教育というか、その効果という問題もあろうと思いますので今後も引き続き検討をよろしくお願いします。

○萬谷委員

萬谷でございます。どうぞよろしく申し上げます。ゆーぱーく光の年末年始のお休みの件ですけれども、この間広報に市役所と同じように29日から1月3日までお休みをされると書いてありまして、ちょうど年末年始は光に帰省して来る方がたくさん帰って来ると思いますし、そういうところのアピールの場になるのではないかなと思っていますが、この休みにつきましては、指定管理業者とのお話しは持たれたのでしょうか。それと、もし持たれたのならその内容を教えていただければと思います。

○古迫福祉総務課長

三島温泉健康交流施設の年末年始の営業でございますが、一応設置条例で12月の29日から1月の3日までは休館ということであっております。ゆーぱーく光についてでございますが、閑静な住宅地の中にあるということで、住宅に密接に隣接しているというような状況がございます。それで、建設の際にもそういった周辺住民の方と協議を重ね建設に着手したわけですが、その協議の中

で、工事や運営に関する不安や要望をたくさんいただいたところでございます。

例えば、住宅地への目隠しはどうするのかとか、夜間等の騒音はどうか、それから、車のヘッドライトはどうかと、そういったさまざまな要望をいただき、協議の中で年末年始は休んでいくということで決定をしているという経緯もございますので、そのあたり地域住民の方のご理解をいただかないと、年末年始の営業というのは、なかなか難しいのではないかなと考えております。

○萬谷委員

わかりました。これからまたゴールデンウィークとかそういうお休みのときには、営業をしていただけると思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 24 年 12 月 12 日（水）

第 1 委員会室

13 : 08～13 : 38

4 建設部関係分

(1) 付託事件調査

①議案第93号 光市公園条例の一部を改正する条例

【説 明】：末岡公園緑地課長 ～別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

それでは、議案第93号について質問します。資料的に7ページと8ページにいろいろ公園の名前で街区公園、近隣公園、地区公園と出ているのですが、なかなかこれがどういうところがどれだけあるのかがこの名前からはよくわかりにくいのですので、それぞれの公園の数と、それから、私らが一番わかるように、例えば街区公園で代表的なのはこれと、近隣公園でというのはこういう

ものというところを、代表的な例を示していただければと思います。

○末岡公園緑地課長

ご説明申し上げます。光市では緑の基本計画を策定しております。これにも記載しておりますが、お持ちの方は62ページに記載しております。先ほど説明しましたが、都市公園が36箇所あり、6種類に分かれております。

まず、街区公園といたしまして、浅江地区で浅江公園、三井地区の今桝公園、光井地区の長尾台公園、千坊台1丁目・2丁目公園、岩田地区では末常公園など計26箇所ございます。また、近隣公園は、虹ヶ丘公園の1箇所でございます。総合公園としまして、冠山総合公園、1箇所でございます。運動公園は、光スポーツ公園と大和総合運動公園の2箇所になります。特殊公園としまして、西部墓園と伊藤公記念公園の2箇所でございます。都市緑地といたしましては、浅江地区の西河原緑地、市役所の前の国道側に面しております庁舎前緑地など、4箇所ございます。合わせて36箇所となっております。

○笹井委員

大体イメージがわかりました。質問を終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第94号 光市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

【説 明】：末岡公園緑地課長 ～別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

③議案第89号 平成24年度光市一般会計補正予算（第6号）
（建設部所管分）

【説明】：田村道路河川課長 ～別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【質疑】

○笹井委員

それでは、5点ほど質問させていただきます。

まず、1点目、室積の江の浦地区の道路計画ですが、ここは今国道から市道1本分ほどは工事が進んで、下水の配管工事が進んでいるところですが、そこから海に抜けるのか、あるいは既存の道路を使うのかということで、これは随分前から江ノ浦の懸案として残っているところでございますし、従前、五、六年前ですかね、1回地元説明会も行われて、そこでもきちんとした結論的なものは出ていなかったとお聞きしています。

ただ、現在予定されているところは、家も全部退いて、この後どうなるのであろうかというところが大変注目されているところでございますので、今後の見通し、これから説明会をするのかしないのか、あるいはもう計画があるのかないのか、地元への提案があるのかないのか、その辺について、ご説明をお願いいたします。

○田村道路河川課長

江ノ浦地区道路でございますが、こちらは地区道路として整備を進めると共に、下水道管や雨水管など社会資本整備を図るために計画したものでございます。現状では、国道から市道江ノ浦線までの3件の用地買収及び家屋補償が完了しております。

本年度より、下水道管の埋設を順次進めておりまして、平成25年度以降も布設計画がありますことから、道路河川課としましては、これらの動向を見据えながら国道との交差点協議を進めてまいります。国道との交差点協議では、多くの課題等がございますことから、かなりの年数を要するものではないかと考えております。

○笹井委員

国道との交差点協議を見てからということになりますと、今後この形をどうするのかというのは、国道の管理者である国、これは県土木のほうに移管されているかと思いますが、その移行、もしくは交差点協議ということになりますと、警察がかかわってくると思います。だからその県や警察の意向によって、またこれから先の道路の線形が変わってくるし、今指導権はあちらにあるという解釈でよろしいのでしょうか。

○田村道路河川課長

いいえ、国道からの入り口につきましての協議ということですが、線形につきましては、市で方針を決定していきます。市道から先につきましては、決まっております。

○笹井委員

わかりました。交差点協議と、だから今市道までぶつかって、そこから先どうするかというのは全く別ものということですね。それであれば、やはり今の突き当たったところの先はどうするのかというのは、もうそこまで今道が開けているわけですから、そろそろ何かしらの結論を出す必要があるかと思えます。私としては、まず地元説明会、案を持った上でやるのか、それとも地元の意見を聞くのか、その辺はいろいろありますけれど、そろそろやるべき時期に来ているのではないかなと思っていますし、あとは地元のニーズとか技術的なこともありますが、私の意見としては道路というのは基本的にわかりやすく真っ直

があるべきであると考えております。だからその辺の地元へ説明会を開く予定というのは、今のところこれはまだ全然計画的には、予定にはないわけでしょうか。

○田村道路河川課長
現在ございません。

○笹井委員

わかりました。これだったら要望になりますけれど、私はそろそろそういうことに取りかかる段階に来ているのではないかと要望して次の質問にいきま

す。
津波ハザードマップについて、東日本大震災を受けて取り組むということは、本会議場でも言われていますし、まず国のほうの津波の調査とか予測が出ないといけないということでございました。ただ国のほうも5mという何か津波が来ると出ましたので、これから先それを考えてハザードマップをつくっていかれるかと思うのですけれども、その辺の作成のスケジュールというのは、今後どうなっているのでしょうか。

○田村道路河川課長

はい、山口県によりますと、今年度中に山口県地震津波防災対策検討委員会から、津波高、浸水被害想定並びに予測図が示される予定になっております。それを受けまして、基礎データが作成されることとなり、そのデータをもってハザードマップの作成が可能となりますので、今後、作成につきましては、関係部署と検討してまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。だから津波の高さについてはあったけれど、そういう基礎データはまだ年度内にこれからもらうということですね。わかりました。

では、次の質問です。光井の戸仲地区の国道を横断する水路の工事は、これはそこが完了したのは通っていてわかるのですけれども、結局その上流部とか下流部は昔のままであると思います。議会報告会などでも心配されていた方もおられました。その辺の上流とか下流の容量というのは現在のもので大丈夫なのでしょうか。それとも今後検討なり改善を要するものなのでしょうか。

○田村道路河川課長

光井地区の国道横断部の水路改修については、国土交通省で橋梁長寿命化修繕計画に基づいた補修工事にあわせて改修していただきました。改修工事では、流域面積、上流・下流の水路断面等を総合的に勘案して、断面等を決定していただいたことから、改修後は問題ないと考えております。

○笹井委員

わかりました。執行部の判断として当然計算の上、問題ないということでしたが、ただ地元の方も心配されているようでございまして、私もまだそうはいっても現地を雨のとき見たことがありませんので、自分としても勉強を続けていきたいと思っております。

4番目です。光駅前のJR光駅前の整備計画についても、取り組んでおられるということは、過去の答弁で聞いておりますけれど、現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○吉本都市政策課長

ご質問のあった光駅前の整備基本計画でございます。光市では、今年から2年をかけて、JR光駅前広場の機能の強化、それから、利便性を高めるために、光駅前駐車場等整備基本計画・基本設計の策定に取り組んでおります。この計画の中では、駐車場、駐輪場を中心として、駅前広場のあり方、あるいは整備の方向性などについて検討することにしておりますけれども、このたびその参考とするために、JR光駅利用者を対象に利用実態・意向調査を実施したところです。今その集計作業を進めているところでございまして、今後この結果を整理、分析してから、駐車場や駐輪場の機能配置、あるいは施設規模などの検討を進めてまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。調査の結果は、まとまった時期ぐらいに聞けば教えてもらえるのかなと思っておりますが、とりあえずどういう調査をしたのか、何人ぐらいにどういうものを調査したのか、その辺だけ教えてください。

○吉本都市政策課長

具体的には11月の18日、日曜日と19日、月曜日の朝6時から夜中の24時まで、ほぼ1日かけて、それを2日間実施したわけですが、アンケートは手渡しで、結果的に2,050部ほど配布をいたしました。

中身は、例えば光駅に来るまでの主な交通手段は何ですかとか、それから、

仮に駐車場を利用されている場合であれば、1回あたりの駐車時間とか、それから、駐車場の利用頻度、それから駐輪場に関しての問題点等々ですね。主にはそういう駐車場、駐輪場を中心とした利用者の動向といった調査をしております。

○笹井委員

わかりました。まだこれ集計とか結果は出てないように受けとめましたので、それらができたところにまた中身を聞いてみたいと思います。整備計画をつくる前のとりあえずアンケートニーズ調査あたりは、私としてもきちんと把握しておきたいと思います。

最後の質問です。瀬戸風線について、用地が八十何パーセントでしたかね、なかなかこの数年間、取得状況が停滞しているというのは、本会議の答弁でありましたけれど、努力はされているのは聞いてはおります。ただ実際進展があるのかなのか、これ毎回本会議で聞くわけにもいきませんので、委員会の場で聞きたいのですが、現在この何カ月かで進展みたいなものはあるのでしょうか。

○宝迫用地課長

まずは現在の瀬戸風線の用地買収の進捗率でございますけれども、今まだ詳細設計が完了しておりませんので、買収面積は確定いたしておりませんけれども、現在の時点では、全体買収面積が約1万4,450m²で、このうち買収済みの面積が約1万2,220m²でございます。したがって、進捗率が84.54%となっており、皆様方には約85%と報告させていただいているところでございます。

また、未買収の人数につきましては、4名でございます。

お尋ねの用地取得の進展についてでございますけれども、近々のうちに1名の方と代替地を提供するという事で、道路用地の66m²が取得できる予定でございます。これによりまして、用地取得率が0.46%アップいたしますけれども、今日までの進捗率を四捨五入して皆様方には85%と報告させていただいておりますので、変更はございませんが、限りなく85%に近くなったということでございます。

さらに、線路をまたぐ跨線橋までの間の残りの地権者2名につきましても、現在光市と県周南土木とともに詰めの折衝を継続しておりまして、道路用地の取得に向けまして鋭意努力をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○笹井委員

わかりました。努力をされておられるのはよくわかっておりますし、私もあれこれ言っておかしゅうなってもいけませんので、とにかくよろしく願いたします。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成24年12月12日(水)

第1委員会室

13:45～14:08

5 環境部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第89号 平成24年度光市一般会計補正予算(第6号)
(環境部所管分)

【説明】：松崎環境政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第91号 平成24年度光市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(環境部所管分)

【説明】：松本環境部次長兼下水道課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

【質 疑】

○畠堀委員

畠堀です。1点お伺いしますのでよろしくお願いいたします。

市内の住宅密集地や団地等におきまして、若干空き家も発生しているやに伺っております。私もある市民の方から伺いましたが、長期間にわたる空き家状態ということで、清掃が行き届かなかったり雑草が生えたり、いろいろな環境面で不具合も出てきているやに伺っております。良好な住環境の維持という観点から、そうした状況が市内でどのように発生しているのか、そういった苦情というのがこちらのほうに上がってきているのかいないのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○松崎環境政策課長

空き家等の苦情ということですが、直接環境部の所管には、苦情は今のところ参っておりませんが、市民相談(窓口)のほうには、年間で約二、三十件そういったお話、相談はあるように聞いております。

○畠堀委員

こういったものに関する地方自治体の条例につきましては、他の自治体においても空き家管理条例等の設置が進められている自治体もあるわけですが、近隣といいますか県内の自治体におきまして、そういった空き家管理条例を設置している状況について、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

○松崎環境政策課長

山口県内ということですが、私の知っている範囲では、条例制定済みが、宇部市、山口市、防府市、萩市、山陽小野田市、長門市がパブコメ実施中となっています。町までははっきりわかりませんが、そこらあたりと認識しております。

○畠堀委員

この問題につきましては市内にも、高齢化の問題も相まって今後発生するケースも増えてくるのではないかという思いもあります。先ほどの苦情件数20件、30件のあたりが多いかどうかというのは、判断基準もありますが、私自身

も、全体の状況についてもうしばらく勉強してまいりたいと思いますので、ぜひ執行部も今後の積極的な取り組みについて要請をしておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○土橋委員長
要望ですか。

○畠堀委員
要望です。

○笹井委員
それでは、流域下水道の話とエコライフについてお聞きします。
流域下水道の費用負担については、これまで私も本会議で質問をしまして、一昨年の3月に議員向け勉強会もあったかと思ひまして、おおむね理解しているのですが、そうは言ひましても、市民的に見て、説明がしづらいところなので、改めて疑問点を確認します。

流域下水道については、平成13年の協定変更以降、資本費も含めて関係市で費用負担し県に支払うということですが、負担の割合は協定で決められていますが、実際に返すのは流量によるということではないのでしょうか。また、そのための単価というのは、毎年色々変動があるようですが、この単価変動に基づいて毎年支払う金額というのは、上がったたり下がったりするのでしょうか。それともずっと統一的に返していくのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長
金額につきましては、実績流量の按分により各市が負担をしております。単価につきましては、流量により維持管理費は当然変わってまいりますが、県との負担金の協定に基づく単価は、毎年変動はしておりません。具体的に言ひますと、昭和60年に当初74円で出発しておりますが、その後、平成元年、3年、8年、9年、18年、23年と変更が行われております。現在は、23年の協定に基づいて、77円ということになっております。

○笹井委員
この質問は、9月議会の委員会でも林節子議員が質問して、解答をされていまして、私も委員会記録などを見て勉強しながらも、よくわからないところですが、現在77円と。その前は91円であったり、112円であったりということですが、

から、単価が下がるということは、それだけ県に払うお金が少なくなるのかということ。でも、そうはいいまして、最初に負担割合を決めていますから、総額を幾ら返さなきゃいけないというのは決めていますから、結局、安くなってもその分支払というのは延びるということなのではないでしょうか。そこをわかるように教えていただけますか。

○松本環境部次長兼下水道課長

要は、18年で91円のが23年に77円になっております。これは、全体的な流域下水道の施設の維持とそれから資本費の返還額になっております。13年度の協定によって、維持管理費の中に資本費を加えて払っていくということで、13年から進めておりますが、要は建設費の負担割合としましては、当初、光市が73.3%でございましたものを平成13年度から63.1%で、負担しておりますけれども、平成23年度から覚え書きを交わして、現在の負担割合は63.4%ということになっております。

ただ、本来であれば建設費負担分で払っておかなければいけないものを流量按分で払ってきたということで、光市と他の2市が払っている金額に差が生じております。そのことから、平成23年から5年間で、その未払い分を2市に払っていくということで、光市については、維持管理費が膨らんでいるということがございます。

ですから、流域自体の単価は下がっておりますけれども、光市については金額的に下がってこないということがございます。

○笹井委員

わかりました。負担割合は当初決めて、また平成13年に決めた後で、でも実際に払うのは3市の流量によって払ってきて、徳山と岩国だったやったかな。

○松本環境部次長兼下水道課長

周南市と岩国市です。

○笹井委員

そうですね。周南市と岩国市は、払い終わったが、光市はまだまだこれから払っていかないといけないし、よその払い過ぎた分の手当もしなければいけないという説明は、昨年の説明会で受けて、一応理解はしておりますが、まだまだ負担が多いという認識も持っております。

それで聞くのですが、流域下水道は県事業ということで県が設置して、ただ

負担的には今3市でということですが、例えば下水道の設備とかが今後、壊れたり、修繕が必要になった場合は、県は出してくれるのでしょうか。それとも流域下水事業ということで、今の3市でそれこそ今の使用料の中からそういう修繕費とか大規模なお金をその場合、払っていくようになるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

これからの施設の修繕料につきましては、維持管理費ということになりますので、流量の按分により、やはり3市が負担していくようになるかと思えます。ただ、9月に説明しておりますが、新たに資本費が発生した場合は、県との協議を行っていくということになっておりますので、我々としては県のほうに県費の負担についても、一応お話をし、お願いをしていこうということで進めてはおります。

○笹井委員

半分わかりました。例えば、だからそういう今後、新しい資本費に相当するようなものが出た場合、県に要請して協議していくというのは、そこはわかりましたけれども、そうはいつでも3市の負担もあるわけですが、それは市の一般会計からの繰り出しで手当されるべきものですか。それとも今、使っている利用者の使用料の中から充てられるものでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

基本的には、私費として使用者の負担で、使用料として徴収させていただくことになろうかと思えます。

○笹井委員

わかりました。それから、下水道の債務の見通しで、今100何億円でしたかね。債務があったかと思えます。これについては、私も何回か本会議で質問をしましたし、とにかくこういう公共的な事業でどんどん工事もしていかなきゃいけない以上、債務がゼロになるというのは、これはあり得ないと。ただ、ある程度の一定の段階で落ち着くのは可能であると何年か前に、前の部長さんから説明を受けたのですが、一応この返済見通し、安定化する見通し、累積赤字の解消の見通しというのは、現在どうなっておりますでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

債務の返済の見通し、また累積赤字の解消の見通しとしましては、各年度の

工事業費を2億4,500万円までとして、投資額を抑えながら使用料の収納率の向上に努めております。22年度からは、単年度でいきますと黒字に転化はしておりますけれども、今後も経費の削減や収入確保を図ってまいりたいと思っておりますが、財政の健全化計画に定めた資金不足解消目標年度が平成30年となっておりますので、その目標に向かって進めていきたいと思っております。

○笹井委員

わかりました。もっと先なのかなと思ったが、意外に平成30年で見通しが立っているということは、近く安定化すると理解いたしました。

次にエコライフのほうにいきます。エコライフ補助金については大変好評で、利用もすぐ締め切られたということで、ニーズが高い事業でありましたし、来年度もこの継続なり拡充なりを考えておられるのかなとは思っています。

一方で、なかなかエコライフというの、業種を絞っておりますので、エコキュートとかエコジョーズとかサッシの二重化とかいうところで、結局どういう人が使っておられるのかというのが、気になるところでございまして、一部には、既にいい家に住んでいる人が、さらによくするための補助金ではないかという指摘もないわけではないのですが、結局利用者数がどうで、それがどういう方が利用されているのかというのが把握できていますか。利用の実態についてわかっていれば教えてください。

○松崎環境政策課長

申請の要件に、年収とかそういった所得制限を設けておりませんので、私どもでは把握をしておりません。

○笹井委員

わかりました。回答はそうかなと思いましたが、また中身につきましては、いろいろまた来年度予算化に向けて検討もされると思いますが、市民のための施策となるようひとつよろしく願いいたします。

○大樂委員

それでは、アルゼンチンアリの駆除についてお願いします。この春に予算化されまして、駆除剤の配付をしたりいろいろやっておられます。その中間報告がありましたら、お知らせ願いたいと思っております。また、今後の予定がありましたらお願いします。

○松崎環境政策課長

アルゼンチンアリにつきましては、今年度、室積の東ノ庄を中心に駆除をしております。それで駆除は、今年2回ほど行いまして、その結果、一番多いとされていた東ノ庄は、若干減っているのは減っていますけれども、目に見えた効果は今のところあらわれていない。ただ、周辺の神田であるとか市延、それから江ノ浦におきましては、一定の駆除の効果があらわれたとこちらのほうでは認識をしております。というのが、アルゼンチンアリが多く繁殖すると、在来のアリがだんだん減ってくるという状況になるのですが、秋に調査をしたときには、在来種のアリがアルゼンチンアリよりも増えていたということによりまして、アルゼンチンアリが減ったことによって在来種のアリが増えたのだらうと推測ができますもので、アルゼンチンアリは減ってきていると思っております。

それから、来年度以降も引き続き、3年間のという事業で行う予定にしておりますので駆除を続けていきたいと考えております。

○大樂委員

よろしく申し上げます。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 24 年 12 月 12 日（水）

第 1 委員会

14 : 17～15 : 25

6 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第89号 平成24年度光市一般会計補正予算（第6号）

（経済部所管分）

【説明】：田中農業耕地課長 ～ 別紙説明書のとおり
藤井水産林業課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○笹井委員

それでは、漁港改修事業について質問します。資料は18ページになります。本会議場でも質疑を行いました。預告しましたとおり委員会で質問をさせていただきます。

まず、家屋等補償金が7,728万円あります。今の説明で追加計上ということですので、また当初予算でも計上されていたかと思えます。この補償金は結局、当初予算と合わせて幾らになるのか、そしてそれは何の部分についての補償なのか説明をお願いいたします。

○藤井水産林業課長

ただいまの質問は、当初予算と合わせて幾らかという質問と補償金の算出根拠とその内容という質問だと思います。本会議初日に、部長答弁しましたように、補償金の算出根拠につきましては、平成23年度の光漁港広域漁港整備建物調査算定業務におきまして、水産庁が定める補償の算定基準に基づいて算定を行ったものでございます。当初予算につきましては、1億円の予算計上で、今回補正額が7,728万6,000円としておりますので、合わせて1億7,728万6,000円の補償費用となります。

その内訳ですが、建物補償、現在建っております山口県漁港光支店の建物補償が約8割で、そのほかには、例えば氷の粉碎機や冷凍冷蔵庫、あるいは貯氷

庫などの工作物の補償、また木くずや瓦れき類、アスファルト、鉄骨などの廃材の運搬処分費、また建物内にございます動産の移転に伴いますその動産補償、また法令手続による移転雑費等となっております。

○笹井委員

もう少しわかりやすく把握したいので質問をしますけれども、今、漁協は3階建ての建物とあと競り場の建物があると思います。それ全部について道路工事があって、移転補償になるので、それを全部建て直したらこれだけかかりますよという金額を出した補償になるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

再度質問がございましたように、山口県漁協光支店は、支店の建物とそれに併設して一体となった市場がございます。これが主な建物で、切り取り補償ということはできないので、これの全ての現存の建物についての補償となります。

○笹井委員

わかりました。それで、この当初と合わせて1億7,700万円を交付するのは、本会議でも確認しましたが、交付先は山口県漁協ということですが、県漁協はこの金額をもらった後、これはどう使うのでしょうか。その用途というのはどうなるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

今、建物の補償算定金額については申し上げたとおりでございます。それで、今ある建物の施設の役割を当然、漁協のほうは再築においてまず検討をされることになろうかと思えます。それ以外の施設については、今後、漁協のほうで判断されるものだと考えます。

○笹井委員

今、3階建ての建物と市場があるわけですが、これはそのための補償金額を渡しますが、その後どうそれを使うかというのは、これは漁港の自由でしょうか。例えば、私も3階建て、今の規模のものと全く同じものをつくる必要はないかとは思っておりますが、どれだけコンパクトにして、どういう機能を入れるかということ、あるいは競り場をつくるのかつくらないのかと、そういう設計とか役割というのは、どこがどう判断するのでしょうか。

○藤井水産林業課長

先ほども申しあげましたように、今ある施設の役割をまず考えられることと思います。それで、土地の利用については、光市のほうでは今、不足している漁港の施設用地といったものを計画で立てておきまして、今後その中にどういう施設をどのように配置されるかについては、基本的には漁協のほうで判断をされることになろうかと思えます。

特に制限はございません。何を建てなければいけないとかいう制限はございません。

○笹井委員

制限がありません。今、自由ですということを言われました。例えば、じゃ建てなくてもいいのですか。

○藤井水産林業課長

市のほうでは、先ほども申しあげましたように、一応そういった計画目的のために必要な用地というものは確保してはおりますけれども、すぐ建てるというものではございません。

○笹井委員

私は、少なくとも漁協の機能と競り場のための補償金であるから、最低限その機能はつくってもらわないといけないと思うのですけれども、そこはお任せなんでしょうか。そして、もし、私も今の3階建てのような大きい建物をつくる必要はないと思います、コンパクトでいいと思うのですけれども、そうすると当然、補償金でつくってもお金が浮いてくる場合もあると思うのですね。その浮いたお金というのは、これは仮定の質問になりますけれども、例えばお金が浮いたら、それはどうなる。どこか漁協が使っているのですか。それとも返してもらうのですか。

○藤井水産林業課長

先ほどから申しあげていますように、今、建物がございまして併設して市場がございまして、その機能は確保されるものと。今から県漁協と協議に入っていきますから、そういったことで進められていかれるとは考えてはおります。その他の施設については、まずその建物あるいは市場といったものがどう考え

るかというのは漁協の判断になりますので、そういった中でその他の必要な施設といったものは今後、県漁協で考えられていくということになろうかと思えます。

○笹井委員

市の漁業に対する取り組みの考えとして、市も後期基本計画をつくりましたし、その中に漁業の6次産業化を目指すとしております。そうした場合、今の室積漁協に不足しているのは、例えば加工の施設とか販売の施設というのは、今の漁協のあのエリアの中にはないわけです。それからよくあのエリアで言われるのは、トイレがない。漁協の中にありますが、それこそ事務室の中を通っていかなければトイレがないということで、もっとロビーとかに使いやすいトイレができないだろうかという意見はよく聞くわけですが、今回の補償で建て直すと。しかもその補償金は払うということにおいて、市もこういう考えを持っているから、そういうために使ってくれとか、そういう機能を設けてくれということとは言えないのでしょうか。

○藤井水産林業課長

あくまでも漁協の判断ということが第一になろうかと、先ほど答弁したとおりでございます。6次産業化につきましては、光支店のほうも県漁協としても、そういったことは頭のほうにはあって、今後検討されることを私どもも期待しておりますが、市としてはまたそういったものの実現に向けて適切な情報を県漁協のほうにしていまいりたいと考えております。

現在、委員さんもお存じかと思いますが、新規就業者の確保ということで積極的に取り組んでおられますので、市のほうとしましても、まずはこの人材の確保といったところでこの支援を継続して、その後の話になっていくのではなかろうかと思えます。

○笹井委員

移転補償の考え方からすると、お金を渡して、あとは何を建てるかはそちらの自由という考え方もありますし、漁協の考え、漁協の考えと言われるわけですが、一方でやはり市としては6次産業化を目指すという方針もあるわけですから、私は少なくともその補償金を渡すときに、できるだけ6次産業化のために使ってほしいという意見は添えて渡すべきではないかと考えております。条件づけまでは法律的にはできないと思えます。

また、これは昔のように室積漁協、光漁協だけで渡してそこで判断できるの

であれば、地元ですからそのために判断していただけたと思いますが、相手が県漁協ですので、1回、県漁協がプールしてしまうと、もう光はコンパクトな施設をつくって、浮いたら県全体に使うとか、県の借金の返済に使うという可能性も私もあるのではないかなと思っているのですけれども、例えば、光は小さいのをつくって、残り何億円、1億円ぐらい浮いたと。県の漁協の借金の返済に使われたと。それも漁協の自由ですか。

○山本経済部長

少し話に変な方向に走っていますので、軌道修正させていただきたいと思います。公共事業によりまして一般の市民の方の家屋等がかかり、その立ち退きを求める場合に、当然立ち退きの補償金を払いますが、それについて必ずしも同様の施設を建てなければいけないという制限は一切ございません。ですから、極端に言えば、借家に入られて、全て現金を持っておられても問題ございません。今回も同様でございます。

ですから、お金を受け取ったほうの県漁協がどのように判断されてどのように使うか、それについての一切の制限はございません。

○笹井委員

何か私的にはますます変な方向に行ってしまったのかなという気もするのですが、これ以上話しても何かありますか。

○藤井水産林業課長

先ほど笹井委員さんの質問で、トイレの話があったかと思います。トイレの話については、以前からお話がありますように、離島航路のためにトイレが必要というお話もございますから、これは庁内的にも今後また県漁協との補償の協議の中でも、一緒にそういったことも検討してまいるといったところでございます。

○笹井委員

わかりました。そちらのほうはよろしくお願ひします。こういうようにお金を渡してするものは市民、県民の税金ですので、そこにやはり市の政策として6次産業化を目指しているわけですから、それに使ってほしいという意向だけは伝えてほしいと思います。

あと、この工事のスケジュールですけれども、今年度事業で補償金はされるということですが、その後の今の漁協の建設、移転とか、その辺についての目

標なり期限というのはあるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

もちろん補償については今年度事業ということでございますが、それから後の建物解体の後でございますが、新たな建物建設以降のスケジュールにつきましては、またそれも今からどういったものをどういった設計業者に委託してどういったものを建てていくと、今後、県漁協の判断になりますので、今ここでお答えをすることはできないかと思えます。

○笹井委員

わかりました。私は、今回の移設というのは、これは室積漁協が今後6次産業化を目指す。あるいは漁業高も少なくなってきましたが、それを転換するための最後のチャンスだと考えております。単純な機能の縮小再移転ではなくて、今後の6次産業化とかニューフィッシャーとか、そういうところを見越した事業になるように執行部側にもぜひそういうお考えで、県漁協に当たっていただきたいとお願いしますとともに、自分としても地元近くにおりますので、そういうことについて何かできないか、今後取り組んでいきたいと思えます。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報 告 第2次光市地産地消プラン（素案）中間報告

【説 明】：田中経済部次長兼農業耕地課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○大田委員

地産地消プランについてお聞きしたいのですが、よろしいですか。

21ページのカの有害鳥獣の被害防止で、野生鳥獣の種類や特性に応じた効果の高い防護柵等を調査研究し、地域の連携を図りますと書いているわけですよ。具体的にはどういう連携を図るのか教えてほしい。

○藤井水産林業課長

有害鳥獣の対策でございますが、委員さんもお存じのとおり、イノシシと猿ということで、光市のほうも23年から係を新設して対応をしているところです。私どもも現場のパトロール、市民からのそういう苦情、要望に対しまして、現地確認、それから捕獲隊を通じての協力依頼をしておりますが、例年それなりの捕獲の数は上がっているのですが、なかなかすぐに対応できないといったところがございます。

実は、今年度、県内で広域協議会というのが3つ設立をされました。光市は周南市から岩国に向けて県の東部、5市5町の自治体がございますが、山口県東部広域協議会という名称だったと思いますが、まだ具体的な取り組みについては、今から議論をしてみたいと思いますが、市町を超えて、そういったいろいろな鳥獣対策等も検討していくと。具体的な実現化について、連携して何ができるかとか、そういったものは担当者レベルで、会議の中で議論をしていく。同時に対策をやるとか、ベテランのところの講師を依頼して、研修会を開くというような話もございますので、また、防護柵について具体的なものというのは、特に今、お示しできるようなものはございませんが、そういったものも含めて研究をするということが一つあるかと思えます。

○山本経済部長

ただいまの説明、少し補足させていただきたいと思えます。

そういった市町を越えた連携も当然重要でございますが、防護柵につきましては今、各農家が自分の農地を守るために、その周囲を防護柵で囲ったりしておられます。しかし、理想としては、地域をそっくり、例えば山のふもとでそういった防護柵を広域にわたって設置して、山からおりてくることを防ぐということが求められるのですが、これにつきましては、やはり地域には、農家の方もいっしょであれば非農家の方もいっしょであるということで、なかなか共同でやる場合に、いろいろな補助メニュー等があるのですが、実際にはなかなかそういった地域のまとまりというところで難しい部分もございまして、現状まだそういった取り組みに着手できていないというところがございます。

私どもとすれば、そういった事業も含めて、今後研究もし、また地元関係者等に働きかけもしていきたいという思いで、そういった目標に向けて今後取り組んでいくのだということで、この地産地消のプランの中にも盛り込みをさせていただいたということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○大田委員

今、地域で防護柵をやるとかいう答弁をいただきましたが、少し具体的にお聞きしたいと思うのですが、今、イノシシなんか1頭とるといくら補助金が出るのかという策も出ていると思うのですよ。それは今、捕獲隊と言われたが、捕獲隊だけのようにお聞きしているのですよ。わなをかける免許の補助金は、市やら県やら出ていると思うのですが、その人たちがとられた場合に対して、1頭いくらとかいう金額は出ていないと思うのですよ。そここのところも補助が出るようにしたら、皆さんが一体化して有害鳥獣イノシシですか、とるようになるのではないかと思います。そういう策はありますか。

○藤井水産林業課長

そういう委員さんの言われる意見も耳にはしておりますが、実際には、猟友会の中に捕獲隊とっていわゆる専門にとっていただくというような隊が今、光市に3隊ございます。そういったすみ分けが今きちっとある中で、すぐにとというわけにはなかなかいかないというのが現実問題で、そういった声も今、私も市民の方からも耳にはしているのですが、今すぐいかないというのが現状でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

捕獲隊に対しては、交付金が出るという答弁でしたが、わなをかけて自由にその免許持っている人がとった場合には、結構多くとられていると思うんですよ。それに対して交付金も一緒に出されたほうが、私はいいのではないかと思いますのですが、ほかの地域では出されているところもありますから、そここのところをよく検討していただきたいのですが答弁をお願いします。

○藤井水産林業課長

光市の今、取り組みでございしますが、先ほども申し上げましたように、捕獲隊は捕獲隊、また免許を取られる場合の免許取得については、補助を光市も出しておりますが、そういったわな猟による捕獲の方は、そこは今きちんとすみ分けができていくわけでございます。

○大田委員

そうしたら捕獲隊がとられるのと、自分ところの保護のために一般の方いう言葉が悪いかもわかりませんが、免許を持たれた方がとられるイノシシの頭数、そんなに違うわけですか。

○藤井水産林業課長

区別については今、資料を持ちあわせておりませんから、ここで答えはできません。

○大田委員

ほかの地域、市町でも、そういうような免許を取った方がとったら、1頭につきいくらの交付金というのは出しておられますから、光市においても同じように出されたらよいと思いますから検討してください。よろしく申し上げます。答弁をお願いします。

○山本経済部長

今、大田委員さんのお尋ねでございますが、各市町においてさまざまな形で、この有害鳥獣対策行われております。近隣の市町でも今、委員さんが言われるような形でやっておられるところも実際にございます。そういったことも承知してはおりますが、光市におきましては、これまで捕獲隊を中心に、市のほうからの委託した形での事業としてやっている。この捕獲隊に対しては、そういった一定の補助といいますか、そういったものをお出ししています。自身の農地を守るためとか、そういったものについては、これまでは出していないという状況にあって、これまでの長い歴史の中でそういうすみ分けをし、今の捕獲隊の皆さんにも、それで協力をいただいていますので、急にそういう方々との信頼関係を壊してまで、新しいやり方に一気にということは、なかなか難しい部分が実際ございます。

捕獲隊に入っておられない猟友会の皆さんであるとか、あるいは農業の方でそういったわなの免許をお取りになって、対策をとられておられる方、そういった方々が、実際にイノシシ等をつかまえられて、処分に当たっても、いろいろご面倒なことがあるわけでございますが、それに対していろいろなご要望等をいただいているのは事実でございますので、今申しましたように、急というわけにはいきませんが、宿題とさせていただいて今後、我々としてもどういうやり方が一番いいのか、皆さんのご協力がいただけるような形でやっていけるような形で、検討をさせていただきたいと思っております。

○大田委員

よろしく申し上げます。また、12月の一般質問でも、再生エネルギーについて答弁で、公営的な建物にも設けてもいいと。光市は山口で一番の日光量を誇るからという答弁がございました。だから、さきに里の厨を建てられたときに、我々にお示しいただいた図面においても、里の厨にはソーラーパネルをつくるような絵図面がございました。それが実際、現在建てられている中でついてないわけですよね。そこのところどういう思いでおられるか、お聞かせください。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

確かに里の厨、当初計画では太陽光発電を研修棟の上に設置するように計画して、設計もそのようにされて配管も済んでいます。ただ、いざ建設をしようとしたときに、予定していました国の補助事業が廃止されまして、そのために今、新たな補助事業を模索しているところでございます。

○大田委員

国の補助事業がないから建てられなかったと、つけなかったという答弁ですよね。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

はい。

○大田委員

それは、そう言われればそうかもわかりませんが、答弁でも、この一般質問でも、公共施設で設けていきたいという前向きな答弁があったですよね。今後、里の厨に対しても、つけようと思う意思というのはあるのですか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

当然でございます。そのために補助事業を探しております。

○大田委員

極端ないい方しますと、補助事業がなければ今後、取りつける施設というか、設備をつくったのですがつくらないという思いですか。

○山本経済部長

今、次長が申しましたように、そういった補助事業を探しているというところで、つけたい思いには変わりございませんが、つけるのであれば、より光市からの持ち出しが少ない形で実現できたらというところを、やはり研究もし、模索していくのが我々の務めの一部であろうと思うんですよ。ですから、そういう努力もしながら、決してこのままあきらめてつけないということではございませんので、もうしばらくお待ちをいただきたいというところでございます。

○大田委員

なるだけ早く設置をお願いします。

○笹井委員

バス路線と乗客数についてお伺いします。本会議でも同僚議員の質問でもあったかと思いますが、私からの質問は、島田川沿いの防長バス路線について、これ補助金が出ていますので、乗車人員というのは決算参考資料で、路線全体の総括的な人数はわかるのですが、これただ島田川沿いに熊毛まで行っていますので、そのうち光市内の利用者数というのはわかるのでしょうか。そしてまた、光市民がどれだけ利用しているかというのを今後調査するお考えはないでしょうか。

○杉岡商工観光課長

委員さんのお尋ねでございますが、決算附属書類の主要施策の成果にあります輸送実績でございますが、これは防長バス交通から提供していただいている資料でございます。市役所から周南市の兼清線ほか3路線ということでございますが、路線全線での実績数という形で、市内で利用される方というお尋ねですが、これにつきましては把握できておりません。

それとまた、利用状況の調査についてのお尋ねでございますが、本路線につきましては4路線ございます。全ての便を調査することにつきましては、費用対効果の面とか、そういったことから今、実施の予定はございません。

○笹井委員

乗車人員は、ある程度数字が出ているのですが、私もあの路線、車で通りま

すが、熊毛の人が光市に出てくるための路線になっているのではないかなという懸念を持っております。それが結局、証明のしようがないわけです。別の部になります。建設部は光駅前調査のために、2日間ずっと、丸2日、そこに張り付いてアンケートを配ったというような話もありますし、いずれかの段階で1回、これは本当に光市民のための施策になっているのではないかと。その検証作業が必要だと思います。

市議会報告会においても、地域からそういう熊毛のほうとつなぐのではなく、もっとコンパクトにいろいろ回ってもらえないだろうかというような意見も出ておまして、まず利用者がわからないと、この先、議論の進めようがないと思いますので、要望をしながら、自分でも何かよい方法がないかと思うのですが、やはり光市の市民のための施策として税金を払っていると。まあ、周南から奥は周南市が払っていますが、その路線のそれから費用対効果で、本当に光市民のためになっているかどうか検討を自分としても勉強していきたいと思っておりますし、またこの点については、資料とか問題点を整理して、改めて別の機会に追及していきたいと思っております。

次に、里の厨ですが、里の厨を開設した売り上げが幾らとか、農家の登録は幾らという数字は聞いていますが、個々の農家の収入額の変化が、大体総括的につかめるような調査というのはあるのでしょうか。特に、里の厨ができて、あれだけ売れているのだから、農家も所得は上がってきているのではないかという話はよくちまたでは言われるのですが、その辺把握できるような所得調査のような資料はありますか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

里の厨は、その前のパイロットショップ時から、出荷状況、出荷品目とか金額とかを把握するために、POSシステムを導入しています。ですから、開店以来、パイロットショップ時からの記録を、農家ごとの出荷品目、金額、全て把握しております。

その状況から見ますと、平成22年7月から1年間の光市のパイロットショップ時代では、1人当たり約17万8,000円だったのに対して、里の厨を開設した平成23年7月からの1年間では、平均で約35万5,000円となって、約2倍の所得となっております。

○笹井委員

農家の人から、里の厨とかパイロットショップに出した、その金額の調査はわかりました。今のように上がっているとかです。農家の所得、農家もただそ

れ以外に農協に卸したり、自分で直売やったりする方もときどきおられますが、その辺の農家一般の所得が向上したかどうかというようなことがわかる、例えば農家家計調査とか所得調査、そんなものは特に今ないですかね。

○田中経済部次長兼農業耕地課長
現在それは把握しておりません。

○笹井委員
わかりました。そのほうがあれば、また里の厨ができたことによる効果を示すいい材料になるのかなと思いましたが、そういうものはないということですので、現状理解いたしました。終わります。

以 上